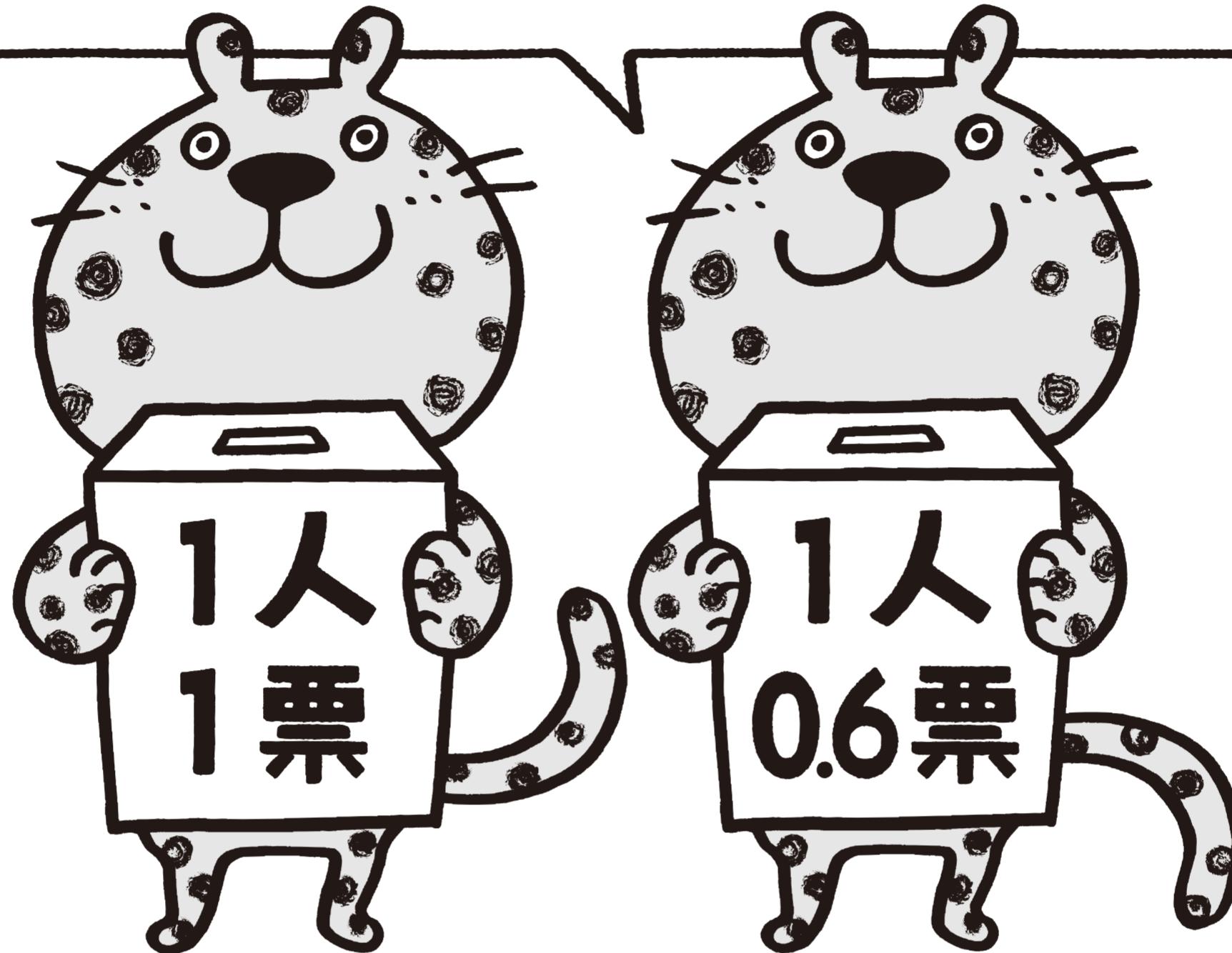


神奈川県

藤沢市の私の選挙権は0.6票。 あなたは何票？



まずはあなたの選挙権が
何票の価値かを
チェックしてみましょう。

例えば

北海道1区…0.5票* 福島2区…0.6票* 茨城2区…0.6票* 埼玉12区…0.6票*
 千葉4区…0.4票* 静岡1区…0.6票* 愛知1区…0.6票* 京都1区…0.6票* 福岡1区…0.6票*
*高知3区の選挙権を一票とした場合(平成20年12月25日付総務省資料に基づく)。



www.ippyo.org/

このアドレスより、あなたの選挙権が
何票の価値か瞬時に検索できます。
更に検索に続く一人一票実現への
アンケートにご協力下さい。

あなたの選挙権を
1票にする方法が
あります。

今度の総選挙の時に実施される
国民審査で、一票の不平等を
肯定する最高裁裁判官に、
不信の投票ができます。

金 築 誠 志	竹 崎 博 允	竹 内 行 夫	櫻 井 龍 子	宮 川 光 治	近 藤 崇 晴	田 原 陸 夫	涌 井 紀 夫	那 須 弘 平	な す こう い	氏 名
不明	肯定	肯定	規定に 沿うるもの は「憲法の趣旨に 沿うるもの」と 言いつけています。	「憲法の不平等 に対する公職選挙法 の見方」						

*2007年最高裁判決による

2009年8月30日
最高裁裁判官(9名)
国民審査の対象となる

仮に、男は一票、女は0.9票という一票の不平等を定める選挙法の規定があったとします。更に、最高裁判所のある裁判官は、この男女の一票の不平等を定める選挙法の規定は、「憲法に違反せず有効」という意見であり、他の裁判官は、「憲法に違反し無効」という意見だとしましょう。

最高裁判官に対する国民審査の時に、女性も男性も、100人中100人が、男女の一票の不平等を肯定する裁判官には、不信任の投票をすることでしょう。なぜなら、選挙権によって差別することは、不正義だからです。

ところが、あなたの選挙権は、住所によつて、この0.1票の性による差別以上にひどく差別されています。例えば、衆議院選挙での選挙権の価値は、高知3区の有権者の選挙権を一票とすると、福島2区(郡山市等)、埼玉12区(熊谷市等)、京都1区(京都市北区等)は、0.6票しかありません(2008.12.25付総務省資料: http://www.soumu.go.jp/menu-news/s-news/2008/pdf/081225_11.pdf)。

仮に、高知3区に比べて、0.6票の価値しかない有権者が1000万人いたと仮定しましょう。これらの中の0.6人前の1000万人の有権者の投票は、600万票の価値しかありません。つまり、400万票が消えたことと同じです。このようなことが、民主主義の国家で起こってよいはずはありません。

1983年、米国下院議員選挙に関し、米国連邦最高裁判所は、0.7%の一票の不平等で

すら、違憲・無効としています。

最高裁判所は、最高裁裁判官の過半数(8名又はそれ以上)の意見で、公職選挙法を含むすべての法律を、憲法違反として無効にできる強力な権限、違憲立法審査権(憲法81条)を持っています。定数15名の過半数の最高裁判官が、「一人一票」のルールに照らし、「一票の不平等」を定める公職選挙法を憲法に違反し無効である、と判断すれば、「一人一票」が実現します。

来月30日に実施される国民審査の対象となる最高裁裁判官は、上欄記載の9名です。そのうち、2007年最高裁判決で、当時の「住所による一票の不平等」を定める公職選挙法の選挙区割の定めは憲法に違反し

ない、と一票の不平等を肯定しているのは、那須弘平裁判官と涌井紀夫裁判官です。田原陸夫裁判官は、選挙区割の規定は、憲法の趣旨に沿うものとは言い難い、としています。残りの6名は「一票の不平等」の問題についての判断を下していないため、意見が不明です。

現状では、日本の過半数の有権者が0.6票以下の価値の選挙権しか有していません。そのため現在、全有権者の過半数未満の有権者が国会議員の過半数を選んでいます。そして国会は、国会議員の過半数で、立法かつ行政府の長を選んでいます。

民主主義とは、有権者の多数決によって、立法し、かつ行政府の長(首相)を選ぶことです。有権者の「少數決」で、立法し、かつ首相を選んでいる現在の日本は、民主主義国家とは言えません。

日本を有権者の多数決で立法しかつ首相を選ぶ民主主義国家に変えることは、有権者が、国民審査権を自覚的に行使することにより、初めて可能になります。

一票未満の「一人前以下の日本人」も、一票の「一人前の日本人」もありません。私たちは、皆同じ「一人一票」の「一人前の日本人」です。

各最高裁裁判官についての情報を知った上で、「国民審査権」を使い、日本を有権者の多数決で立法し、かつ首相を選ぶ民主主義国家に変えていこうではありませんか。

一人一票実現国民会議

お問い合わせ: ippyo@ippyo.org
Emailのみで受け付けております。

[発起人(個人50音順)] 荒井寿光(元内閣官房・知的財産戦略推進事務局長)・池田裕彦(弁護士・大江橋法律事務所)・泉 徳治(元最高裁判事・弁護士)・伊藤 真(伊藤塾塾長・弁護士)・岩倉正和(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授・弁護士・西村あさひ法律事務所)・太田 洋(弁護士・西村あさひ法律事務所)・大宅映子(評論家・創意法人大宅社・文庫理事長)・奥谷禮子(株式会社サーアール代表)・角川歎彦(株式会社角川グループホールディングス会長)・川本裕子(原稲田大学大学院ファインズ研究所教授)・北 修爾(阪和興業株式会社社長)・久保利英明(弁護士・日本Gバーカ法律事務所代表)・黒田健二(弁護士・黒田法律事務所代表)・頃安健司(元大阪高検事長・弁護士)・三枝成彰(作曲家)・櫻井よしこ(ジャーナリスト)・すぎやまこういち(作曲家)・武藤佳恭(慶應義塾大学環境情報学部教授)・田中克郎(弁護士)・田中良和(グリー株式会社社長)・田辺克彦(弁護士・田辺総合法律事務所代表)・出口治明(ライフネット生命保険株式会社社長)・戸松秀典(学習院大学法科大学院教授)・中村修二(カーフォルニア大学サンタバーバラ校教授)・中山信弘(東京大学名誉教授・弁護士・西村あさひ法律事務所顧問)・長嶋一茂(野球評論家)・野村修也(中央大学法科大学院教授・弁護士・森・清田松本法律事務所)・廣中平祐(数学者・フィールズ賞受賞)・堀田 力(元検事・弁護士・財団法人さわか福祉財団理事長)・堀 紘一(株式会社ドリームインキュベータ代表取締役会長・評論家)・堀 義人(グロービス経営大学院大学長)・升永英俊(弁護士・TMI総合法律事務所)・三木谷浩史(楽天株式会社社会長兼社長)・宮内義彦(オックス株式会社 グループCEO)・村上光鶴(元東京高裁裁判長・元京都大学法科大学院教授・弁護士)・村上 隆(現代美術家)・屋山太郎(ジャーナリスト)・吉田邦夫(東京大学名誉教授)・鷺尾悦也(財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会理事長・元連合会長)